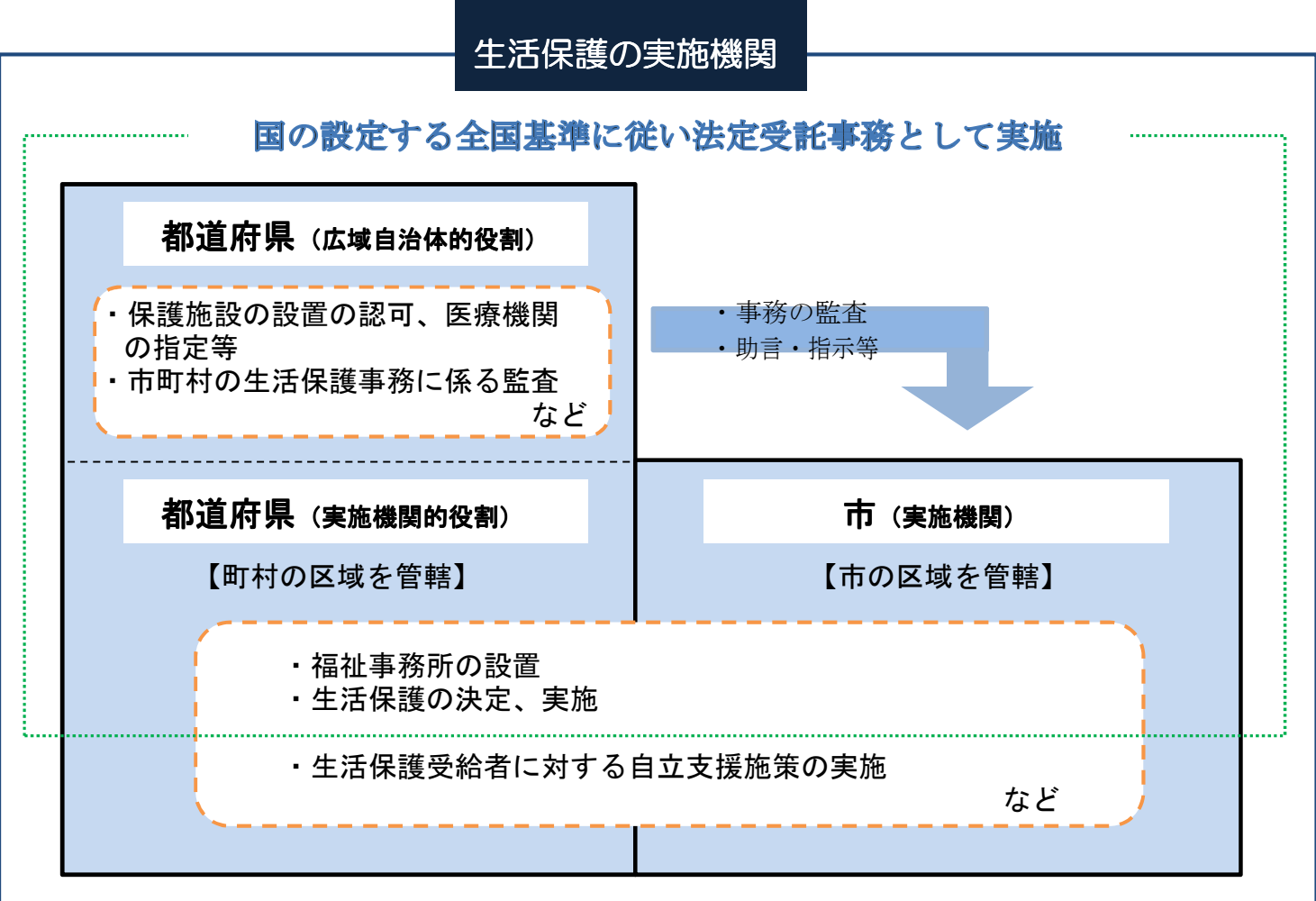
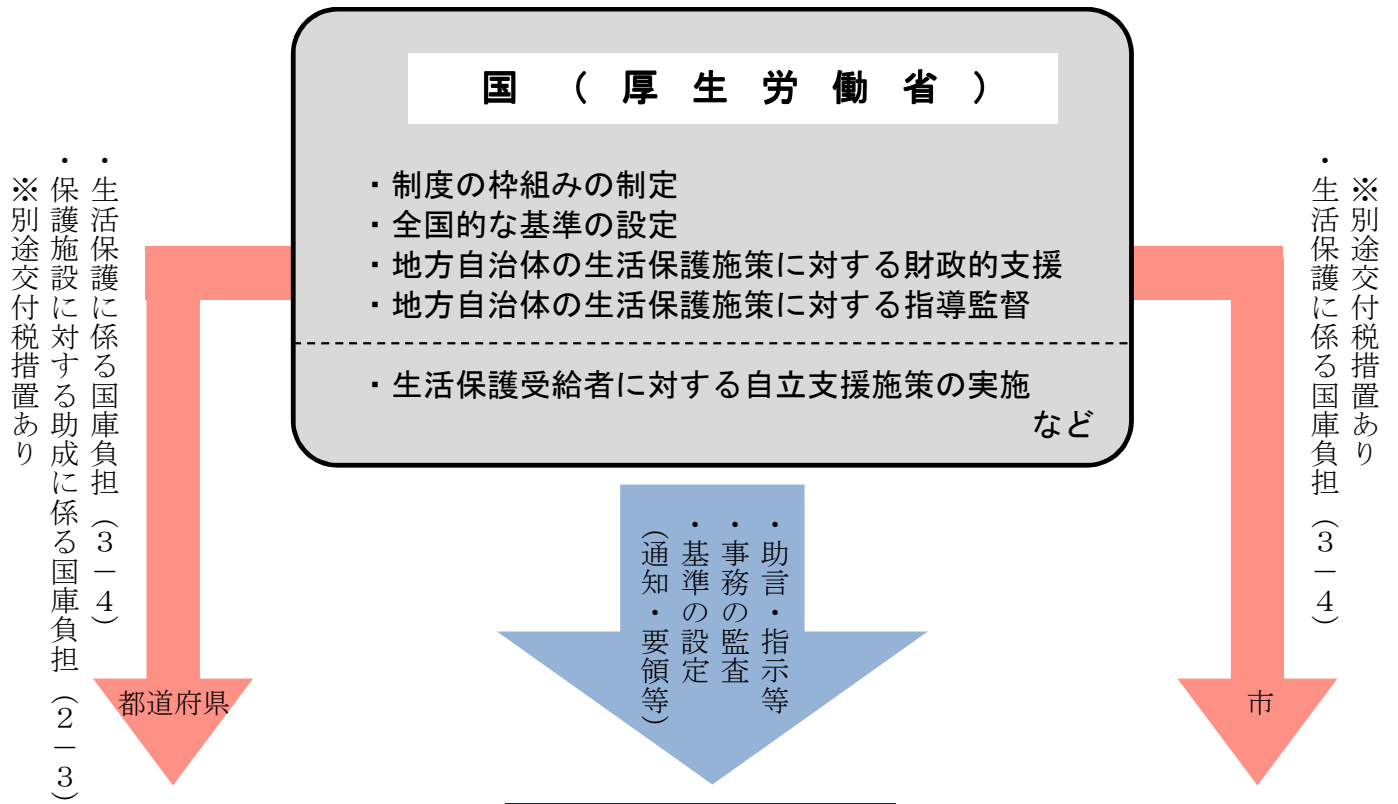


# 生活保護制度における国と地方の役割分担の現状



※福祉事務所を設置している町村は生活保護事務を自ら実施 (平成 25 年 4 月 1 日現在 42 団体)

# 我が国の生活保護制度（国・都道府県・市町村の役割分担）一覧

	主な役割
国	<p>○生活保護制度に関する基本的な枠組みの設定</p> <p>【例】・「生活保護法」等による生活保護制度の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護の種類、支給内容の設定（生活保護法第 11～第 18 条、第 30 条～第 37 条）</li> </ul>
	<p>○全国的な基準の設定</p> <p>【例】・生活保護の基準や必要性を判断する処理基準等の設定（生活保護法第 8 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※全国一律の基準を国が設定（各地域の生活水準を反映させるための級地制度（6 区分）の設定あり）</li> <li>・福祉事務所の所員定数の標準数の設定（社会福祉法第 16 条）</li> </ul>
	<p>○地方公共団体が実施する生活保護施策に対する財政的支援</p> <p>【例】・生活保護費に係る経費【国庫負担 3 / 4】（生活保護法第 75 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が保護施設に対して行う補助に係る経費【国庫負担 2 / 3】（生活保護法第 75 条）</li> <li>※地方負担分について、地方交付税で別途措置あり</li> </ul>
	<p>○都道府県及び市町村の事務に係る監査</p> <p>【例】・都道府県及び市町村の行う生活保護法に関する事務についての監査（生活保護法第 23 条）</p>
	<p>○改善命令、助言・勧告、是正の指示、代執行等</p> <p>【例】・都道府県に対する保護施設の運営等に係る改善命令（生活保護法第 45 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県及び市町村に対する助言・勧告、資料の提出の要求、是正の指示、代執行（地方自治法第 245 条）※市町村に対する代執行は県への指示を介して実施</li> </ul>
	<p>○生活保護受給者に対する自立支援施策の実施</p> <p>【例】・ハローワークによる就労支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体の自立支援プログラム等の実施に係る補助（ハローワーク連携事業等）</li> </ul>
都道府県 （広域自治体的役割）	<p>○保護施設の設置の認可、医療機関の指定等</p> <p>【例】・保護施設の設備及び運営の基準に係る条例の策定（生活保護法第 39 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※厚生労働省令で遵守基準、参酌基準あり</li> <li>・保護施設の設置の認可、指導、立入検査、改善命令等（生活保護法律第 41 条、第 43 条～第 45 条）</li> <li>・医療扶助に係る医療機関の指定、指導、立入検査等（生活保護法第 49 条～第 54 条）</li> <li>・介護扶助に係る介護機関の指定等（生活保護法第 54 条）</li> </ul>
	<p>○市町村の事務に係る監査</p> <p>【例】・市町村の行う生活保護法に関する事務についての監査（生活保護法第 23 条）</p>
	<p>○改善命令、助言・勧告、是正の指示、代執行等</p> <p>【例】・市町村等に対する保護施設の運営等に係る改善命令（生活保護法第 45 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対する助言・勧告、資料の提出の要求、是正の指示、代執行（地方自治法第 245 条）</li> </ul>
都道府県・市 （一部市町村） （実施機能的役割）	<p>○生活保護施策の実施（都道府県は福祉事務所を設置していない町村区域を管轄）</p> <p>【例】・福祉事務所の設置、生活保護の決定、施策の実施（生活保護法第 19 条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉事務所の所員の定数条例の策定（社会福祉法第 16 条）</li> </ul>
	<p>○生活保護受給者に対する自立支援施策の実施</p> <p>【例】・自立支援プログラムの策定・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の補助プログラムに基づいた支援事業（福祉事務所・ハローワーク連携事業等）</li> <li>・地方自治体独自の支援事業（相談事業、職業紹介、職業訓練等）</li> </ul>